

各 位

2026 年 8 月 24 日
株式会社リットーミュージック

大学や専門学校の教科書としても多数採用されている大ヒット・ロングセラー『よくわかる音楽著作権ビジネス』。

「基礎編」「実践編」の最新改訂版が 8 月 24 日に同時発売。



インプレスグループで音楽関連のメディア事業を手掛ける株式会社リットーミュージック（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：松本大輔）は、2026 年 8 月 24 日、31 年以上もの間、ロングセラーを記録する書籍『よくわかる音楽著作権ビジネス』の最新改訂版である『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編 7th Edition』と『よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編 7th Edition』を 2 冊同時に発売します。

■音楽著作権ビジネスを進める上で直面するさまざまな問題をわかりやすく解説。1 話完結になっているので、抜群の読みやすさ。音楽関係者には必携のバイブルです。

本書は、音楽業界で 37 年以上の実務経験を有し、東洋大学法学部で教鞭をとる安藤和宏教授による、音楽著作権ビジネスの解説本です。導入部にマンガを用いたケース・スタディ形式を採用し、法律家や業界関係者だけでなく、音楽ビジネスに興味がある方にも理解しやすい内容です。

「**基礎編**」は、近年の音楽ビジネスを取り巻く変化を全面的に反映して全編をリニューアルし、さらに音楽生成 AI やアーティストの音声の法的保護に関する書き下ろし 2 話を追加しました。音楽産業の基本構造と業界慣習を法的観点からわかりやすく解説しています。全編マンガ付きのケーススタディ形式なので、興味のある項目から気軽に読み進めることができます。音楽ビジネスに携わるすべての方、そしてエンタメ業界を目指すすべての人に贈る必携の一冊です。

45	再版制度と著作権2	432
	予断を許さない再版制度の行方、CDは一体どうなる？DVDは？	
46	低級的地位の適用	442
	アーティストが事務所を辞めた場合、著作権は芸能活動を禁止できるの？	
■生成AIと著作権・パブリシティ権		
47	パブリシティ権1	452
	僕の顔でもうけて知らんぷりはしないんじゃないの？	
48	パブリシティ権2	460
	昔の写真が無断で雑誌に掲載されたら？	
49	音楽生成AIと著作権	468
	AI生成物って、著作物として保護されるの？	
50	アーティストの音声の法的保護	476
	ケンゾウ君の声が勝手に使われた。それって違法なの？	
51	肖像権	488
	コンサート会場の観客の容姿をDVDに収録できるの？	
	付録 参考文献	496

目次

case1	「音楽著作権」を学ぶ要領上の注意	25
case2	「おどろき」たいやきん」の著作権は誰の？	29
case3	「ソノレコード」の著作権は誰の？	33
case4	「音楽著作権」の権利関係	39
case5	「著作権」の権利関係	131
case6	「著作権」の権利関係	145
case7	「著作権」の権利関係	173
case8	「著作権」の権利関係	181
case9	「Happy Birthday to You」の著作権は誰の？	205
case10	「著作権」の権利関係	213
case11	「著作権」の権利関係	231
case12	「著作権」の権利関係	253
case13	「著作権」の権利関係	273
case14	「著作権」の権利関係	285
case15	「著作権」の権利関係	321
case16	「著作権」の権利関係	329
case17	「著作権」の権利関係	355
case18	「著作権」の権利関係	373
case19	「著作権」の権利関係	383
case20	「著作権」の権利関係	395
case21	「著作権」の権利関係	407
case22	「著作権」の権利関係	441

音楽著作権 ビジネスの すべて

これから始まるお話は、新人アーティスト、著作権ケンゾウ君のデビューから初コンサートまでの1年間を追いつつ、音楽著作権ビジネスをみなさんに疑似体験してもらおうというもの。彼が直面する数々の問題は、まさしくみなさんがこれから直面する、あるいはすでに直面している問題と同様のものだ。それらを1つ1つ丁寧に解決していくことによって、音楽著作権ビジネスの仕組みがわかりやすく説明されるだろう。



著作権ケンゾウ
東京都東区出身、23歳、山下道雄と下野と数回をこっそり交際中、心優しい新人アーティスト。



社長



マネージャー
マネージャー歴3年、25歳、音楽とビジネスを愛する、自身も音楽家、音楽はマネージャーの仕事。

1 音楽産業の基本構造と権利関係

NEW WORD トライアングル体制 音楽著作権 音楽著作権 音楽著作権

下北沢のライブハウスを中心にライブ活動している著作権ケンゾウ君。音楽にもレコード会社Aのディレクターの目に止まり、虫眼鏡のマネージャー・デビューが決定した。マネージャーはプロダクションBが担当することになった。デビュー曲のタイトルは「おまえにロクイン！」である。この曲はテレビ番組の企画に決まり、音楽出版社Cが著作権を管理することになった。レコードのプロモーションに連れる中、マネージャーはケンゾウ君に3冊の契約書を渡した。

「アーティストがデビューするときに交わす契約書は？」



ケンゾウ君のように、それまで契約書というものにあまり接する機会なかったアーティストが、その文書の難解さに戸惑うのも無理はない。誰だって、見解のない専門用語とわかりにくい表現で埋め尽くされた契約書を正確に理解するのは、至難の業だろう。そこで今回は、ケンゾウ君に渡された音楽著作権契約書、マネージャー契約書、著作権契約書の内容とケンゾウ君を含めた契約当事者（アーティスト、レコード会社、プロダクション、音楽出版社）の著作権上の地位について、わかりやすく解説してみよう。

アーティストがレコード会社と結ぶ専属音楽家契約とは

まず、右下の図を見てほしい。アーティストであるケンゾウ君を中心にプロモーション体制が三角の形をしているので、「トライアングル体制」と呼んでいる。楽曲にタイアップがついた場合、このトライアングルに広告代理店やCM音楽制作会社（音プロ）、映画会社、制作委員会、タレント事務所などが絡んでくることがあるが、本誌ではあくまでもこの形である。よく覚えておいてほしい。

それでは、ケンゾウ君がレコード会社Aと締結する専属音楽家契約の内容から説明しよう。この契約の目的は、ケンゾウ君がレコード会社Aに専属するアーティスト（この場合のアーティストとはミュージシャンという意味であ



図15 音楽産業の基本構造と権利関係 9

「実践編」は、音楽ビジネスの現場で必要となる契約実務を中心に、最新の動向を踏まえて内容を一新し、さらにアメリカにおける盗作裁判や著作権事情を紹介する書き下ろし2話を追加しました。音楽業界の契約実務と業界慣習を法的観点からわかりやすく解説しています。各種ケースに対応した契約書フォーマットも充実しており、実務に役立つ最新情報を豊富に収録しています。全編マンガ付きのケーススタディ形式なので、興味のある項目から気軽に読み進めることができます。本書は本格的かつ、たいへん手に取りやすい音楽著作権ビジネスの指南書です。

契約編

1

レコード会社の移籍

NEWWORD

専属音楽家契約

音楽出版契約

著作権

録音

「おまえにロックイン！」と解断なデビューを待ってから今年で10周年を迎える盛作ケンゾウ君。これまで順風満帆な日々を送っていたが、所属するレコード会社に対して少なからず不満を感じ始めていた。所属するレコード会社が別のパジャレーベルに吸収合併されてしまい、自由な社風が一変してしまったのである。盛作が社員はみんな会社を去ってしまった。ついにケンゾウ君の脳裏に「移籍」の2文字がよぎった。

ケンゾウ君、レコード会社移籍か？



8 契約編

専属音楽家契約とは

まず、専属音楽家契約の内容をおさらいしておこう。専属音楽家契約は、実態上、レコード会社、プロダクション、アーティストの三者契約として締結されるのが一般的なので、ここでは三者契約を前提に説明する。

専属音楽家契約とは、契約期間中（通常は2〜3年）、アーティストがレコード会社の専属音楽家として、レコード、ビデオ、音楽配信（ライブ配信を除く）を目的としたレーディングにおいて、歌唱や演奏を行い、実演に係る著作権権をレコード会社に譲渡し、レコード会社はプロダクションに対して、これらの対価としてアーティスト印税（歌唱印税または実演家印税ともいう）を支払うというものである。

専属音楽家契約が対象とする実演は、あくまでもレコード、ビデオ、音楽配信（ライブ配信を除く）を目的としたレーディングにおける歌唱・演奏であり、テレビラジオ、コンサートなどでの実演は契約の対象外となる。最近、これらの実演（特にデジタル放送番組への出演や出演した録音のビデオ化）まで専属音楽家契約の対象にしようとするレコード会社があるようだが、アーティスト活動を不当に制約するものであり、アーティストやプロダクションは絶対に承諾してはならない。

専属音楽家契約を締結すると、アーティストは所属するレコード会社に無断で他社のレーディングに参加することができなくなる。したがって、他社のレーディングで歌唱・演奏する場合は、所属レコード会社から事前に

第1話 ● レコード会社の移籍 9

本契約終了時において、本契約に基づいて実演した著作物が最初に収録されたレコード、ビデオまたは配信音源の発売日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過するまでの間、乙（プロダクション）はアーティストをして、甲（レコード会社）以外の第三者（乙およびアーティストを含みます）が行うレーディングのために、当該著作物を転写または複製をせしめるものとします。ただし、ライブ配信を目的とした転写または複製については、その限りではありません。

もっとも、実態上はレコード会社間で協議が行われ、再録禁止期間中であっても旧実演のセルフカバーが移籍先から発売されるケースは少なくない。特にライブ盤のレコードやビデオは競合性が相対的に低いので、前所属のレコード会社から許可されることが多い。この場合、レコード会社は移籍先に対し、解放料として小売価格の1%程度を「解放印税」として要求するのが通例である。

以上がレコード会社を移籍する際の留意点の解説である。アーティストの移籍についてはプロダクションの移籍も含め、掘るべきことが多い。特に大物アーティストの場合は利害関係者が多く、紛争が長期化・複雑化する可能性が高い。したがって、よく契約書の内容を読んで、移籍の場合の問題点を入念にチェックすることが肝心である。関係者には密心の注意を払って行動することを切にお願いしたい。

もともと
フリーク

知
つ
て
得
る
音
楽
界
ワ
ラ
ジ

Case 1 ジョン・ケージ「4分33秒」

みなさん、全員が無言で構成されている曲があることをご存知でしょうか。これはアメリカの作曲家、ジョン・ケージ（1912年9月5日〜1992年8月12日）が1952年に作曲した「4分33秒」という曲です。この曲の楽譜は「第1楽章〜第1〜第2楽章〜第3楽章〜第4楽章」と書かれています。つまり、演奏者はまったく楽器の音を鳴らさずに4分33秒、沈黙するという曲なのです。

具体的な演奏方法ですが、楽器は何でもよく、ピアノ、ギター、サクソフォーン、バイオリン、フルート、ストリングスでもよいとされています。また、各楽器の演奏時間は指定されていないため、演奏者が自由に決めることができます。ちなみにこの曲の正式タイトルは「沈黙の奏者」なのですが、この曲がアニメソングのデヴィッド・チューダーによって転写された時に、第1楽章を33秒、第2楽章を2分40秒、第3楽章を1分20秒で演奏したことから、この曲の通称がその時の演奏時間である4分33秒となったと言われています。

みなさんの中には「沈黙が曲になるの？」と思う人もいるでしょう。さばは、沈黙で構成される曲が「果して著作権法で保護されるのか」という疑問を抱くことでしょう。実際にこの曲の著作権は著作権保護訴訟が起きています。マイク・バートが発表した1分間の沈黙から構成される「A One Minute Silence」という曲が「4分33秒」の著作権を侵害しているとして訴えられたのです。

結局、この紛争は和解により決着しましたが、マイク・バートは「4分33秒」の権利を持つ音楽出版社に対して、数十万ドルという莫大な和解金を持ったと言われています。しかし、沈黙で構成される曲は著作権として保護すべきものではないが、沈黙は表現ではなく、アイデアに過ぎないと思えます。また、たまたま思いついた言葉ですが、ジョン・ケージの「4分33秒」をそのバリエーション「A One Minute Silence」もJASRACの管理楽曲となっています。JASRACの公式見聞を覗いてください。

ちなみに2010年にイギリスのチャリティー団体が2分間まったく音が入っていない「2 Minute Silence」という曲をリリースして、トップ20入りを果たしています（トム・ヨークが参加したことで話題になりました）。沈黙を聴く人って意外に多いんですね。

16 契約編

■書誌情報（1）

書名：『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編 7th Edition』

著者：安藤和宏

定価：3,850 円（本体 3,500 円 + 税 10%）税

発売：2026 年 8 月 24 日

発行：リットーミュージック

商品情報ページ <https://www.rittor-music.co.jp/product/detail/3126326001/>

CONTENTS

〔総論編〕

1 話 ● 音楽産業の基本構造と権利関係

2 話 ● レコード会社の役割 1

- 3 話●レコード会社の役割 2
- 4 話●プロダクションの役割
- 5 話●JASRAC の役割 1
- 6 話●JASRAC の役割 2
- 7 話●NexTone の誕生とその役割
- 8 話●音楽出版社の役割 1 -音楽出版社とは-
- 9 話●音楽出版社の役割 2 -共同出版とは-
- 10 話●音楽出版社の役割 3 -原盤権とは-
- 11 話●音楽出版社の役割 4 -原盤権と出版権とは-
- 12 話●替え歌と著作者人格権
- 13 話●カバーソングと編曲権
- 14 話●アレンジャーの権利
- 15 話●P.D.と編曲著作物
- 16 話●専属作家制度と著作権
- 17 話●旧法時代のレコードの権利
- 18 話●団体名義の著作物

[各論編]

■海外との関係

- 19 話●JASRAC の信託者と非信託者
- 20 話●ベルヌ条約と万国著作権条約
- 21 話●ローマ条約と WIPO 実演・レコード条約
- 22 話●外国曲の著作権
- 23 話●戦時加算に気をつけろ！
- 24 話●適法訳詞と著作権

■放送と著作権

- 25 話●放送と音楽著作権
- 26 話●実演家と二次使用料
- 27 話●レコード製作者と二次使用料

■CM と著作権

- 28 話●CM 音楽と著作権 1 -既成曲-
- 29 話●CM 音楽と著作権 2 -オリジナル-
- 30 話●CM 音楽と著作権 3 -局制作 CM-

■エンターテインメント・ビジネス

- 31 話●映画音楽と著作権
- 32 話●ゲーム音楽と著作権
- 33 話●カラオケと著作権
- 34 話●演劇と著作権
- 35 話●ライブ演奏と著作権
- 36 話●店舗 BGM と著作権

■レンタル・ビジネス

- 37 話●レンタル・ビジネスの歴史と背景
- 38 話●実演家とレンタル・ビジネス
- 39 話●レコード製作者とレンタル・ビジネス

■音楽配信

- 40 話●音楽配信と著作権 1 -ダウンロード販売-
- 41 話●音楽配信と著作権 2 -サブスクリプション・サービス-
- 42 話●音楽配信と著作権 3 -動画投稿サイト-

- 43 話●音楽配信と著作権 4 -ライブ配信-
■独占禁止法
- 44 話●再販制度と著作権 1
- 45 話●再販制度と著作権 2
- 46 話●優越的地位の濫用
■生成 AI と著作権・パブリシティ権
- 47 話●パブリシティ権 1
- 48 話●パブリシティ権 2
- 49 話●音楽生成 AI と著作権
- 50 話●アーティストの音声の法的保護
- 51 話●肖像権

■書誌情報（2）

書名：『よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編 7th Edition』

著者：安藤和宏

定価：4,180 円（本体 3,800 円＋税 10%）税

発売：2026 年 8 月 24 日

発行：リットーミュージック

商品情報ページ <https://www.rittor-music.co.jp/product/detail/3126326002/>

CONTENTS

[契約編]

- 1 話●レコード会社の移籍
- 2 話●原盤譲渡と原盤供給
- 3 話●著作権契約の延長と終了
- 4 話●共同出版契約
- 5 話●肖像権と写真集
- 6 話●出版権設定契約
- 7 話●海外への原盤ライセンス
- 8 話●プロデュース契約 -日本人編-
- 9 話●プロデュース契約 -外国人編-
- 10 話●レコーディング契約 -日本人編-
- 11 話●レコーディング契約 -外国人編-
- 12 話●原盤制作請負契約
- 13 話●レコーディング契約と実演家人格権
- 14 話●音楽配信契約
- 15 話●専属マネジメント契約
- 16 話●専属マネジメント契約 -英文-
- 17 話●商品化権契約
- 18 話●CM 音楽委嘱契約 -英文-
- 19 話●CM 出演契約
- 20 話●冠コンサート協賛契約
- 21 話●コンサート出演契約 -日本人編-
- 22 話●コンサート出演契約 -外国人編-
- 23 話●放送番組出演契約

- 24 話●ネット・セールスとリザベーション
- 25 話●音楽商品の販売委託契約
- 26 話●ライブ映像の二次利用
- 27 話●原盤の第三者使用
- 28 話●ミュージック・ビデオの問題点

[各論編]

■著作権紛争

- 29 話●盗作裁判 1 -依拠性-
- 30 話●盗作裁判 2 -類似性-
- 31 話●盗作裁判 3 -アメリカ-
- 32 話●サンプリングと著作権 -裁判例 1-
- 33 話●サンプリングと著作権 -裁判例 2-
- 34 話●サンプリングと著作権 -実務編-

■海外との関係

- 35 話●韓国の音楽著作権事情
- 36 話●台湾の音楽著作権事情
- 37 話●中国の音楽著作権事情
- 38 話●アメリカの音楽著作権事情
- 39 話●並行輸入とレコード還流防止措置

■周辺の権利と今後の課題

- 40 話●アーティスト名の法的保護
- 41 話●著作権登録の意義と手続
- 42 話●私的録音録画問題

PROFILE

・安藤 和宏（あんどう かずひろ）

1963 年生まれ、東京都葛飾区出身。東京学芸大学卒業、フランクリンピアース・ローセンター（LL.M.）、ワシントン大学ロースクール（LL.M.）修了、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程博士研究指導終了（法学博士）。高校教諭、音楽出版社の日音、キティミュージック、ポリグラムミュージックジャパン、セプティマ・レイ、北海道大学大学院法学研究科特任教授を経て、現在は東洋大学法学部教授。専門は知的財産法、音楽ビジネス論。著書に『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編 7th edition』、『よくわかる音楽著作権ビジネス実践編 7th edition』（リットーミュージック・2026 年）、『アメリカ著作権法』（弘文堂・2025 年）、『エンターテインメント・ビジネス―産業構造と契約実務―』（リットーミュージック・2024 年）、『アメリカ著作権法とその実務』（今村哲也と共訳、雄松堂出版・2004 年）等がある。

【株式会社リットーミュージック】<https://www.rittor-music.co.jp/>

『ギター・マガジン』『サウンド＆レコーディング・マガジン』等の楽器演奏や音楽制作を行うプレイヤー＆クリエイター向け専門雑誌、楽器教則本等の出版に加え、電子出版、映像・音源の配信等、音楽関連のメディア＆コンテンツ事業を展開しています。多目的スペース「御茶ノ水 RITTOR BASE」の運営のほか、国内最大級の楽器マーケットプレイス『デジマート』や T シャツのオンデマンド販売サイト『T-OD』等の Web サービスも人気です。

【インプレスグループ】<https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役：塚本由紀）を持株会社とするメディアグループ。「IT・デザイン」「音楽」「山岳・自然」「航空・鉄道」「モバイルサービス」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社リットーミュージック 広報担当

E-mail: pr@rittor-music.co.jp